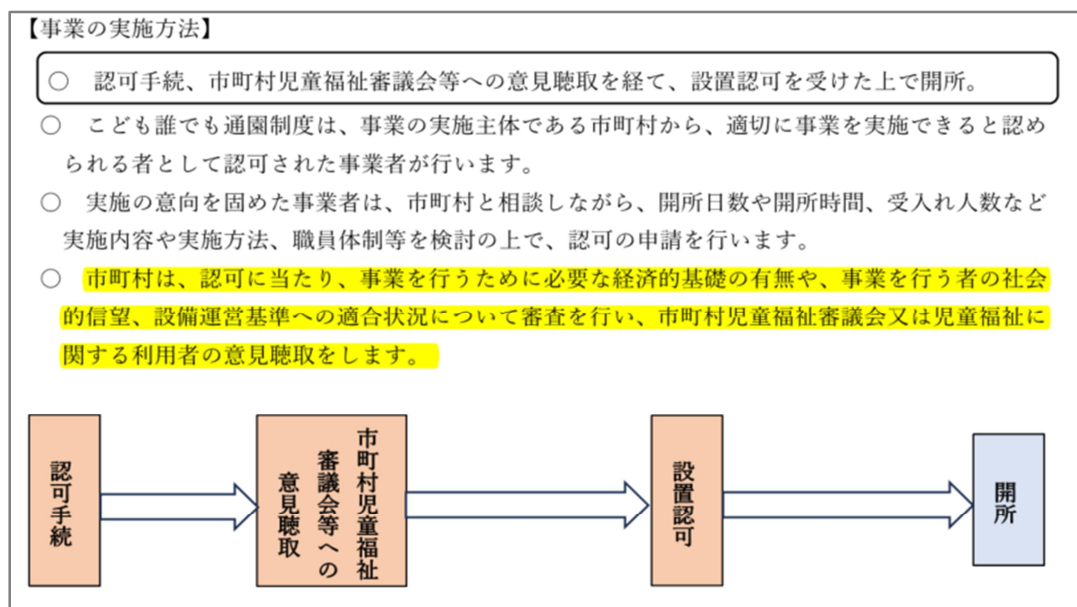


～乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）～

民間事業者の認定に伴う「意見聴取」について

- 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を民間事業者が実施する場合について
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行おうとする事業者については、市町村が認可を行う必要があります。（市で実施する場合、認可の手続きは必要ありません。）
市町村は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会等で意見聴取を行う必要があります。



※「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」参照

2 「民間事業者の募集」及び「認可に伴う意見聴取」について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者について、今後、募集を行う予定です。

認可申請を行う事業者があった場合、事業者の認可について、子ども・子育て会議で意見聴取を行います。（認可申請を行う事業者がなかった場合、意見聴取は実施しません。）